

【公布された条例等のあらまし】

● 徳島県公害紛争処理条例等の一部を改正する条例（条例第四十一号）

一 次に掲げる条例に規定する使用料及び手数料について、証紙による収入の方法以外の方法による徴収を可能とすることとした。

1 徳島県公害紛争処理条例

2 徳島県保健所の設置及び管理に関する条例

3 徳島県飼料検定条例

二 この条例は、令和六年一月一日から施行することとした。

● 職員の給与に関する条例及び一般職の任期付研究員の採用等に関する条例の一部を改正する条例（条例第四十二号）

一 職員の給与に関する条例の一部改正

1 給料表の改定

全ての給料表について、若年層に重点を置きながら全ての号俸において給料月額を引き上げるとともに、定年前再任用短時間勤務職員の全ての基準給料月額を引き上げることとした。

2 諸手当の改定

(一) 初任給調整手当について、医療職給料表(一)の適用を受ける医師及び歯科医師に対する支給月額を四十一万五千六百円に引き上げることとした。

(二) 通勤手当について、交通機関等利用者に対する運賃等相当額の全額支給の限度額及び運賃等相当額が全額支給の限度額を超えるときに加算することとされている二分の一加算の限度額に関する規定を廃止することとした。

(三) 期末手当について、十二月期の支給割合を百分の百二十五（特定幹部職員にあっては、百分の百五）とすることとし、また、定年前再任用短時間勤務職員について、十二月期の支給割合を百分の七十（特定幹部職員にあっては、百分の六十）とすることとした。

(四) 期末手当について、六月期及び十二月期の支給割合を百分の百二十二・五（特定幹部職員にあっては、百分の百二・五）とすることとし、また、定年前再任用短時間勤務職員について、六月期及び十二月期の支給割合を百分の六十八・七五（特定幹部職員にあっては、百分の五十八・七五）とすることとした。

(五) 勤勉手当について、十二月期の支給割合を百分の百五（特定幹部職員にあっては、百分の百二十五）とすることとし、また、定年前再任用短時間勤務職員について、十二月期の支給割合を百分の五十（特定幹部職員にあっては、百分の六十）とすることとした。

(六) 勤勉手当について、六月期及び十二月期の支給割合を百分の百二・五（特定幹部職員にあっては、百分の百二十二・五）とすることとし、また、定年前再任用短時間勤務職員について、六月期及び十二月期の支給割合を百分の四十八・七五（特定幹部職員にあっては、百分の五十八・七五）とすることとした。

二 一般職の任期付研究員の採用等に関する条例の一部改正

1 給料表の改定

第一号任期付研究員に適用する給料表及び第二号任期付研究員に適用する給料表

について、全ての号俸において給料月額を引き上げることとした。

## 2 期末手当の改定

(一) 十二月期の支給割合を百分の百七十五とすることとした。

(二) 六月期及び十二月期の支給割合を百分の百七十とすることとした。

## 三 施行期日等

1 この条例は、公布の日から施行することとした。ただし、一の二の(四)及び(六)並びに二の二の(二)については、令和六年四月一日から施行することとした。

2 一の1及び2の(一)並びに二の1については令和五年四月一日から、一の2の(二)については同年六月一日から、一の2の(三)及び(五)並びに二の2の(一)については同年十二月一日から適用することとした。

## ● 職員の旅費に関する条例の一部を改正する条例（条例第四十三号）

一 新たに採用された職員に対し、赴任に係る旅費を支給することとした。

二 赴任に係る旅費の支給を受けられることができる職員等との権衡上必要があると認められるものとして任命権者が定めるものに対し、赴任に係る旅費に相当する旅費を支給することができることとした。

三 その他所要の整備を行うこととした。

四 この条例は、公布の日から施行し、改正後の条例の規定（新たに採用された職員が赴任した場合の旅費に係る部分に限る。）は、令和五年十月一日以後に新たに採用された職員の旅費について適用することとした。

## ● 知事等の給与に関する条例の一部を改正する条例（条例第四十四号）

一 期末手当について、十二月期の支給割合を百分の百七十五とすることとした。

二 期末手当について、六月期及び十二月期の支給割合を百分の百七十とすることとした。

三 この条例は、公布の日から施行することとした。ただし、二については、令和六年四月一日から施行することとした。

四 一については、令和五年十二月一日から適用することとした。

## ● 徳島県部等設置条例の一部を改正する条例（条例第四十五号）

一 知事の直近下位の内部組織として、新たに知事直轄組織を設置することとした。

二 危機管理環境部、政策創造部、経営戦略部、未来創生文化部、商工労働観光部及び監察局を改組し、危機管理部、企画総務部、観光スポーツ文化部、生活環境部、こども未来部及び経済産業部を設置することとした。

三 この条例は、令和六年四月一日から施行することとした。

四 職員の給与に関する条例について所要の整理を行うこととした。

## ● 職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例（条例第四十六号）

一 勤勉手当の基準日に育児休業をしている会計年度任用職員のうち、基準日以前六箇月以内の期間において勤務した期間があるものに対し、当該基準日に係る勤勉手当を支給することとした。

二 この条例は、令和六年四月一日から施行することとした。

## ● 会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例（条例第四十七号）

- 一 期末手当について、十二月期の支給割合を百分の百三十二・五とすることとした。
- 二 会計年度任用職員に適用される職員の給与に関する条例及び一般職の任期付研究員の採用等に関する条例の一部を改正する条例（令和五年徳島県条例第四十二号）による改正後の給料表については、令和五年四月一日から適用することとした。
- 三 期末手当の支給割合は、常勤職員の例によることとした。
- 四 勤勉手当の支給に関し必要な事項を定めることとした。
- 五 その他所要の整備を行うこととした。
- 六 この条例は、公布の日から施行することとした。ただし、三から五までについては、令和六年四月一日から施行することとした。
- 七 一については、令和五年十二月一日から適用することとした。

● **知事の退職手当の特例に関する条例（条例第四十八号）**

- 一 令和五年五月十八日において知事であった者には、同日を含む任期に係る退職手当は、支給しないこととした。
  - 二 この条例は、公布の日から施行することとした。
- **徳島県税条例等の一部を改正する条例（条例第四十九号）**
- 一 個人の県民税の賦課徴収に関し市町村長が報告すべき事項について、森林環境税の賦課徴収の開始に伴う所要の改正を行うこととした。
  - 二 その他所要の整備を行うこととした。
  - 三 この条例は、令和六年一月一日から施行することとした。ただし、二については、公布の日から施行することとした。

● **徳島県こども未来基金条例（条例第五十号）**

- 一 本県の未来を担うこどもが、等しくその権利が擁護され、自立した個人として健やかに成長することができる社会の実現を図るとともに、人口減少を克服するために、徳島県子どもはぐくみ条例その他の法令等を踏まえて実施するこども及び子育て当事者への支援に必要な事業並びに少子化対策に関する事業に要する経費に充てるため、徳島県こども未来基金（以下「基金」という。）を設置することとした。
- 二 基金として積み立てる額は、予算で定める額とすることとした。
- 三 基金は、一の事業の財源に充てる場合に限り、処分することができることとした。
- 四 基金の管理、運用益金の処理等について、所要の規定を設けることとした。
- 五 この条例は、公布の日から施行することとした。
- 六 次に掲げる条例は、廃止することとした。
  - 1 徳島県安心こども基金条例
  - 2 徳島県次世代はぐくみ未来創造基金条例

● **徳島県公告式条例の一部を改正する条例（条例第五十一号）**

- 一 知事の定める規則その他の規程を公布し、又は公表しようとするときは、制定又は公表の旨の前文、年月日及び知事名を記入しなければならないこととした。
- 二 一について、知事及び教育委員会以外の県の機関の定める規則その他の規程で公表を要するものに準用することとした。
- 三 その他所要の整理を行うこととした。
- 四 この条例は、公布の日から施行することとした。

● **徳島県学校職員給与条例の一部を改正する条例**（条例第五十二号）

- 一 学校職員の給与について、職員の給与に関する条例の適用を受ける職員の給与改定と同様の改定を行うこととした。
- 二 この条例は、公布の日（一部については、令和六年四月一日）から施行することとした。

● **徳島県会計年度任用学校職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例**（条例第五十三号）

- 一 会計年度任用学校職員の期末手当について、会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の適用を受ける会計年度任用職員の期末手当改定と同様の改定を行うこととした。
- 二 会計年度任用学校職員に適用される徳島県学校職員給与条例の一部を改正する条例（令和五年徳島県条例第五十二号）による改正後の給料表については、令和五年四月一日から適用することとした。
- 三 会計年度任用学校職員の勤勉手当の支給に関し必要な事項を定めることとした。
- 四 その他所要の整備を行うこととした。
- 五 この条例は、公布の日（一部については、令和六年四月一日）から施行することとした。

● **徳島県地方警察職員の給与に関する条例及び一般職の任期付研究員の採用等に関する条例の一部を改正する条例**（条例第五十四号）

- 一 警察職員の給与について、職員の給与に関する条例の適用を受ける職員の給与改定と同様の改定を行うこととした。
- 二 この条例は、公布の日（一部については、令和六年四月一日）から施行することとした。

● **徳島県会計年度任用警察職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例**（条例第五十五号）

- 一 会計年度任用警察職員の期末手当について、会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の適用を受ける会計年度任用職員の期末手当改定と同様の改定を行うこととした。
- 二 会計年度任用警察職員に適用される徳島県地方警察職員の給与に関する条例及び一般職の任期付研究員の採用等に関する条例の一部を改正する条例（令和五年徳島県条例第五十四号）による改正後の給料表については、令和五年四月一日から適用することとした。
- 三 会計年度任用警察職員の勤勉手当の支給に関し必要な事項を定めることとした。
- 四 その他所要の整備を行うこととした。
- 五 この条例は、公布の日（一部については、令和六年四月一日）から施行することとした。

● **徳島県公害紛争処理条例施行規則の一部を改正する規則**（規則第四十七号）

- 一 徳島県公害紛争処理条例の一部改正に伴う所要の整備を行うこととした。
- 二 この規則は、令和六年一月一日から施行することとした。

● **技能労務職員の給与に関する規則の一部を改正する規則**（規則第四十八号）

一 全ての号俸において給料月額を引き上げるとともに、定年前再任用短時間勤務職員  
の全ての基準給料月額を引き上げることとした。

二 職員を昇格させた場合における号俸を改めることとした。

三 この規則は、公布の日から施行することとした。ただし、二については、令和六年  
四月一日から施行することとした。

四 一については、令和五年四月一日から適用することとした。

● **特別職の職員の報酬及び費用弁償に関する条例施行規則の一部を改正する規則**（規則  
第四十九号）

一 徳島県文化財巡視員及び徳島県教育支援委員会調査員の報酬の額を改定することと  
した。

二 この規則は、公布の日から施行し、改正後の規則の規定は、令和五年四月一日から  
適用することとした。

● **徳島県行政組織規則の一部を改正する規則**（規則第五十号）

一 徳島県こども未来基金条例の制定に伴う所要の整理を行うこととした。

二 この規則は、公布の日から施行することとした。

● **徳島県優良宅地認定事務に関する規則の一部を改正する規則**（規則第五十一号）

一 宅地造成等規制法の一部改正に伴う所要の整理を行うこととした。

二 租税特別措置法施行規則の一部改正に伴う所要の整理を行うこととした。

三 この規則は、公布の日から施行することとした。

● **徳島県収入証紙条例施行規則及び徳島県会計規則の一部を改正する規則**（規則第二十  
二号）

一 証紙による収入の方法によらないことができる場合を追加することとした。

二 一で追加する場合における使用料及び手数料の徴収手続について、必要な規定を設  
けることとした。

三 この規則は、令和六年一月一日から施行することとした。